

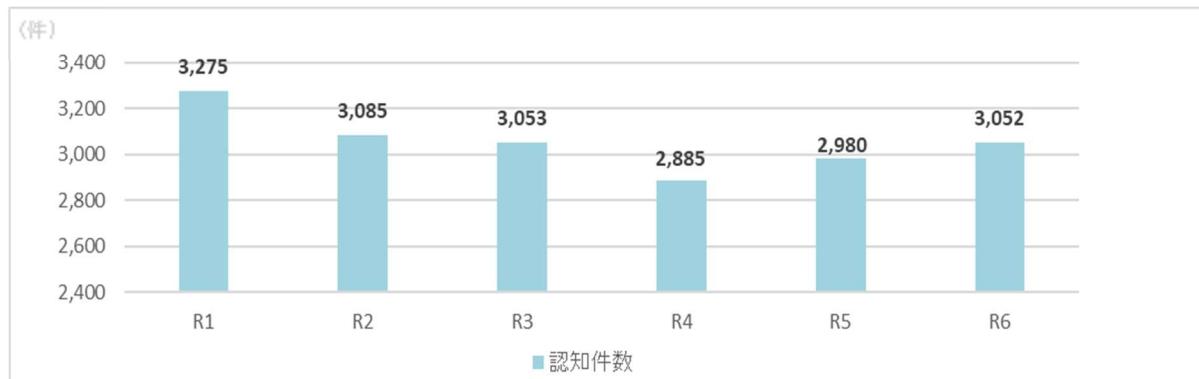
計画策定の背景

1 犯罪に関する現状

(1) 刑法犯の認知件数

令和6年の県内における刑法犯の認知件数は3,052件となり、2年連続で増加傾向にあります。

■山形県の刑法犯の認知件数の推移〈山形県警察本部〉



(2) 刑法犯の犯罪種別

令和6年に県内で検挙された刑法犯1,319人のうち、凶悪犯（殺人、強盗等）は17人、粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝等）は465人、窃盗犯は586人、知能犯（詐欺、横領等）は84人、風俗犯（わいせつ罪等）は56人、その他（住居侵入、器物損壊等）が111人でした。前年と比べると、粗暴犯の割合が減少する一方で、風俗犯の割合が増加しています。

また、本県では、全国と比べて粗暴犯の割合が高くなっています。

■山形県の罪種別刑法犯検挙人員（R5・R6）〈山形県警察本部〉

罪種	山形県				全 国			
	R 5		R 6		R 5		R 6	
	検挙人員	割合	検挙人員	割合	検挙人員	割合	検挙人員	割合
刑 法 犯 総 数	1,303	100	1,319	100	183,269	100	191,826	100
凶 惡 犯	20	1.5	17	1.3	4,860	2.7	6,300	3.3
粗 暴 犯	521	40.0	465	35.3	49,846	27.2	49,484	25.8
窃 盗 犯	580	44.5	586	44.4	85,535	46.7	88,302	46.0
侵 入 窃 盗	32	2.5	36	2.7	5,381	2.9	5,154	2.7
乗 り 物 盗	38	2.9	33	2.5	73,022	39.8	7,501	3.9
非 侵 入 窃 盗	510	39.1	517	39.2	7,132	3.9	75,647	39.4
知 能 犯	82	6.3	84	6.4	11,967	6.5	11,546	6.0
風 俗 犯	14	1.1	56	4.2	6,840	3.7	11,074	5.8
そ の 他 の 刑 法 犯	86	6.6	111	8.4	24,221	13.2	25,120	13.1

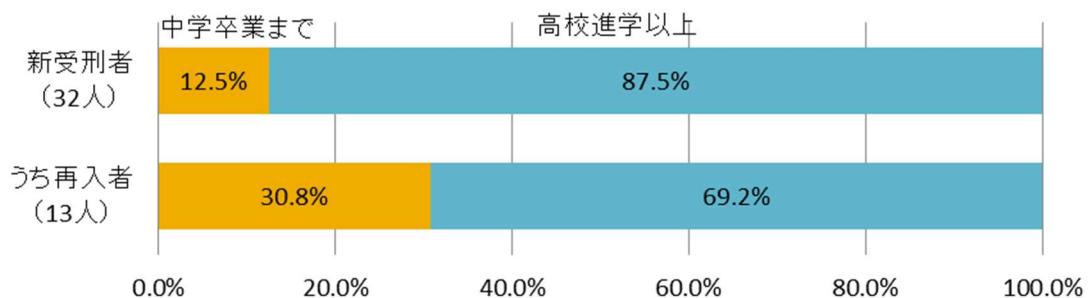
(3) 犯罪者の高校進学率

本県の令和5年度の高校進学率は99.3%と、中学校卒業生のほとんどが高等学校に進学する状況にありますが、本県に居住していた「新受刑者」（新たに入所した受刑者）のうち高校に進学しているのは87.5%となっています。

また、「再入者」の高校進学者は69.2%と低くなっています。

全国において、高校進学者の割合は、69.2%、再入者の割合は、60.4%となっております。

■山形県における入所受刑者の犯罪時の学歴 (R5) <東北矯正管区>



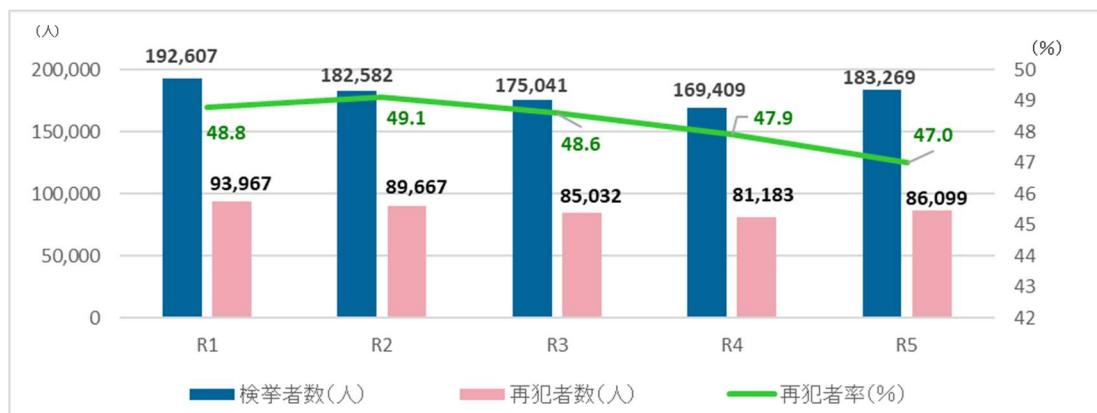
2 再犯に係る状況

(1) 再犯者数及び再犯者率

①全国

全国の刑法犯により検挙された再犯者数は、平成 18 年の 149,164 人をピークに、その後は漸減状態になりましたが、令和 5 年は 17 年ぶりに増加し、86,099 人になっています。しかし、初犯者数の検挙者が多かったため、再犯者率（検挙者数に占める再犯者数の割合）は減少し、令和 5 年も 47.0% と前年より 0.9 ポイント減少しております。

■全国における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移（法務省）



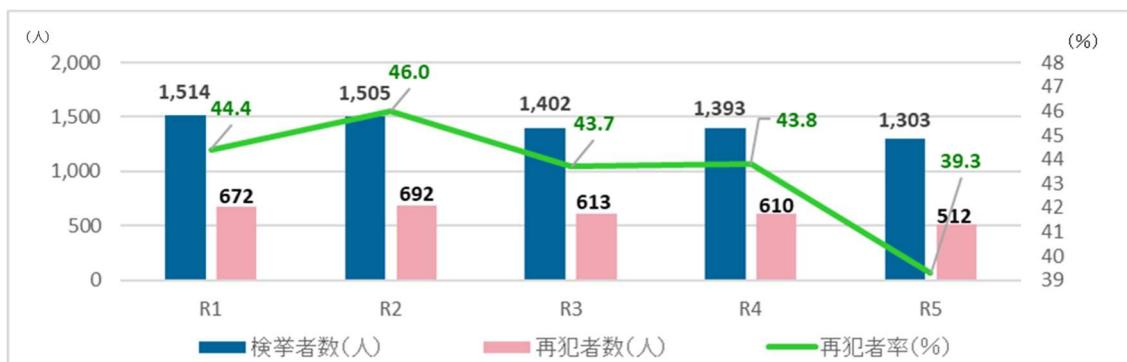
②山形県

本県の刑法犯により検挙された再犯者数は、平成 26 年の 888 人をピークに増減を繰り返し、令和 2 年からは漸減傾向になりましたが、令和 5 年は 512 人となり大幅に減少しております。

また、本県の令和 5 年の再犯者率は 39.3% と前年より 4.5 ポイント減少し、全国一再犯率の低い県となっております。全国の再犯率の平均は、47.0% であります。

「山形県再犯防止推進計画」において、再犯者数を 604 人以下とする成果指標についても、令和 5 年において達成したことになります。

■山形県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移（法務省）

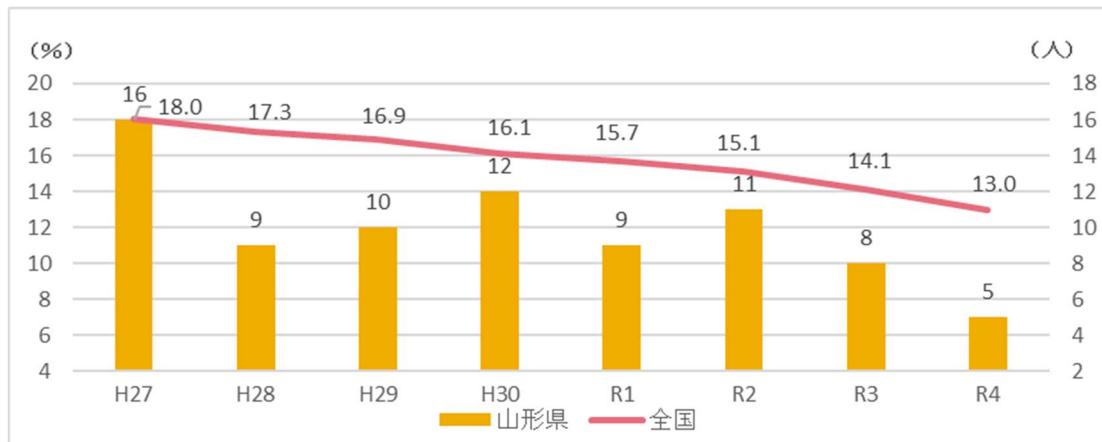


(2) 2年以内の再入率

国の「再犯防止に向けた総合対策」において、『出所受刑者の「2年以内の再入率」を令和3年（令和2年出所者）までに16%以下にする』との数値目標を設定しているところ、令和元年に15.7%となり当該目標を達成し、それ以降は減少しています。

また、山形県では平成27年が16人とピークでしたが、令和5年（令和4年出所者）には5人まで減少しています。

■出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率（再入所に係る犯行時の居住地）推移
〈法務省〉



(3) 再犯に係る状況

①高齢者の再犯の状況（検挙者）

全国の令和6年の65歳以上の高齢者による刑法犯検挙者は41,070人、刑法犯検挙総数に占める高齢者の割合は、21.4%となっています。

本県においては、刑法犯検挙者1,319人に占める65歳以上高齢者は379人で28.7%と全国の21.4%と比較して高くなっています。

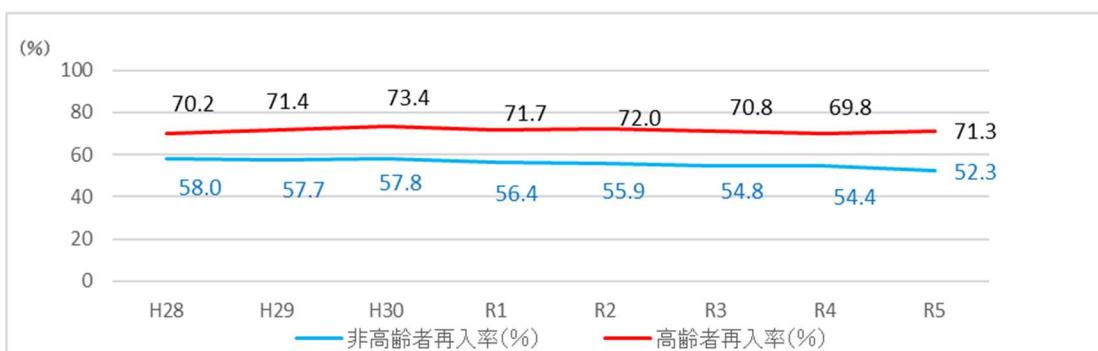
■刑法犯検挙者のうちの高齢者数及び高齢者率〈山形警察署〉

区分 検挙者	山形県			全国		
	R5	R6	対前年比	R5	R6	対前年比
刑法犯検挙者数（人）	1,303	1,319	101.2	183,269	191,826	104.7
うち高齢者数（人）	348	379	108.9	41,099	41,070	99.9
高齢者割合（%）	26.7	28.7		22.4	21.4	

②高齢者の再犯の状況（受刑者）

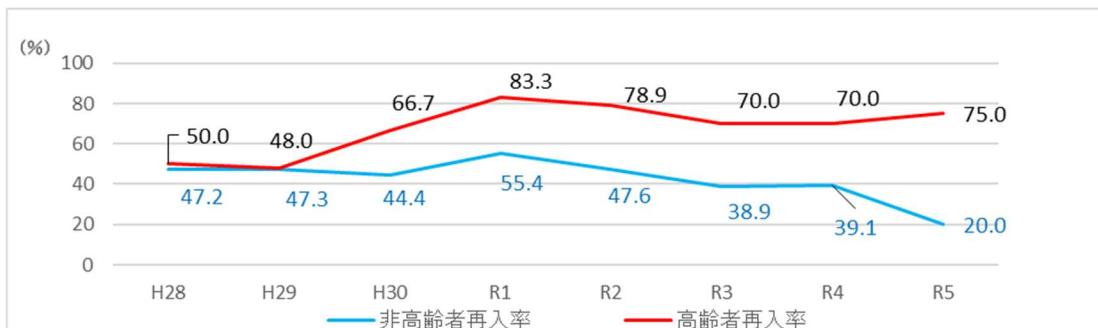
全国においては、高齢者（65歳以上）再入率は、70%前後で推移しており、令和5年は71.3%とであり、前年と比較して1.5ポイント増加しています。

■全国における高齢者の再入率の比較〈東北矯正管区〉



山形県においては、令和5年の高齢受刑者の再入率は75.0%で、前年より5ポイント増加しており、非高齢受刑者の再入率より高い割合になっています。

■山形県における高齢者の再入率〈東北矯正管区〉



山形県	R1	R2	R3	R4	R5
非高齢者新受刑者(人)	56	42	54	23	20
非高齢者再入者(人)	31	20	21	9	4
非高齢者再入率	55.4%	47.6%	38.9%	39.1%	20.0%
高齢者新受刑者(人)	12	19	20	10	12
高齢者再入者(人)	10	15	14	7	9
高齢者再入率	83.3%	78.9%	70.0%	70.0%	75.0%

③再犯時の就労状況等

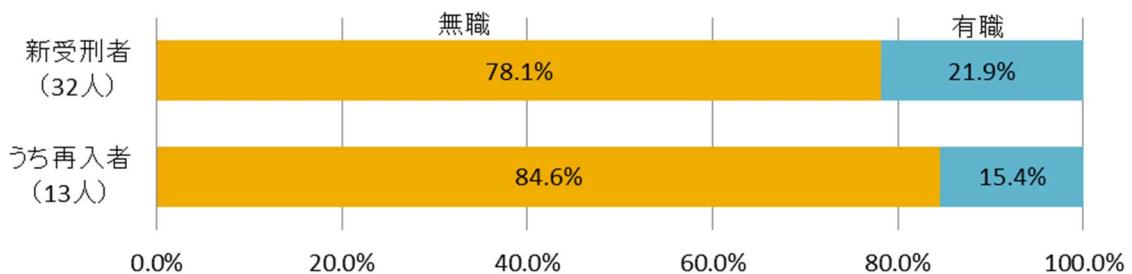
令和5年における犯罪時の居住地が山形県の新受刑者の78.1%が無職者となっています。また、再入者は、84.6%が無職であった者となっています。

平成30年の再入者で無職であった者の割合は73.3%であったため、無職であった者の割合が5年前より11.3%も増加しています。

全国では、新受刑者の67.8%、再入者の71.6%が無職であった者となっており平成30年(72.0%)とほぼ変わっていません。

再入者は、無職であった者の割合が高い傾向にあることには変わりがありません。

■本県の新受刑者の就労状況（R5）〈東北矯正管区〉



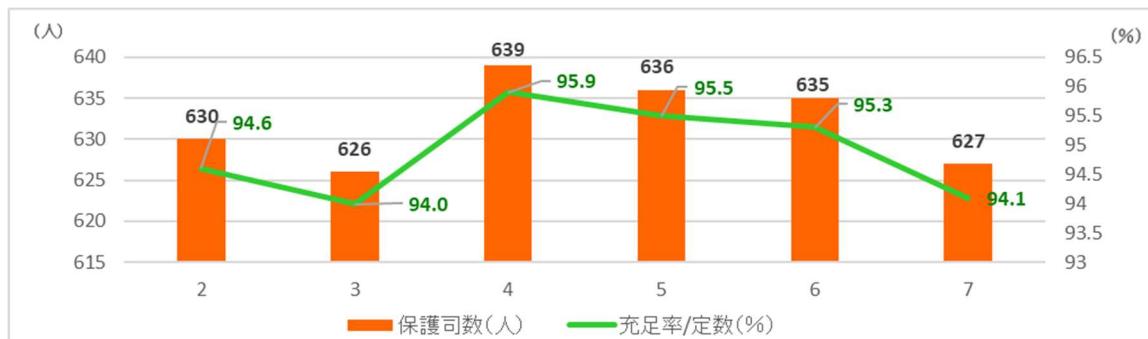
3 再犯防止に係る本県を取り巻く状況

(1) 保護司の状況

山形県の保護司定数 666 人に対する保護司の数は、635 人、充足率は 95.3% で、全国の保護司充足率 88.7% と比べて高くなっています。

保護司の平均年齢は、全国同様に山形県においても横ばい傾向にあります。

■本県の保護司の人数、充足率の推移（各年 1月 1日）〈山形保護観察所〉



■保護司の平均年齢（各年 8月 1日現在）〈山形保護観察所〉

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
山形県平均	65.8歳	66.1歳	66.1歳	65.8歳	66.0歳
全国平均	65.2歳	65.4歳	65.6歳	65.5歳	65.4歳

(2) 協力事業主の状況

山形県の協力事業主は、令和6年10月1日現在 426 社で、5年前から 42 社増えています。しかし、実際に雇用している協力事業主は 6 社にとどまっています。

■本県の協力事業主の状況（各年は 10月 1日現在）〈法務省〉

	令和元年			令和6年		
	協力事業主数	うち実際に雇用している協力事業主数	協力事業主に雇用されている出所者数	協力事業主数	うち実際に雇用している協力事業主数	協力事業主に雇用されている出所者数
山形県	384	15	20	426	6	6
全国	23,316	1,556	2,231	25,164	901	1,183

(3) 地域のつながり

地域における住民同士の助け合いや支え合い等の活動状況について、令和4年に県内在住の満 18 歳以上の男女・個人 2,500 人を対象に実施したアンケート調査によると、「行われている」(17.6%) と「ある程度は行われている」(45.4%) を合わせた『行われている』は 63.0% となり、前回 (H29・61.7%) と比べ 1.3 ポイント増加しています。(H24・H29 は満 20 歳以上、R4 は満 18 歳以上を調査)

■地域における住民同士の助け合いや支え合い等の活動状況（R4 県政アンケート調査）

